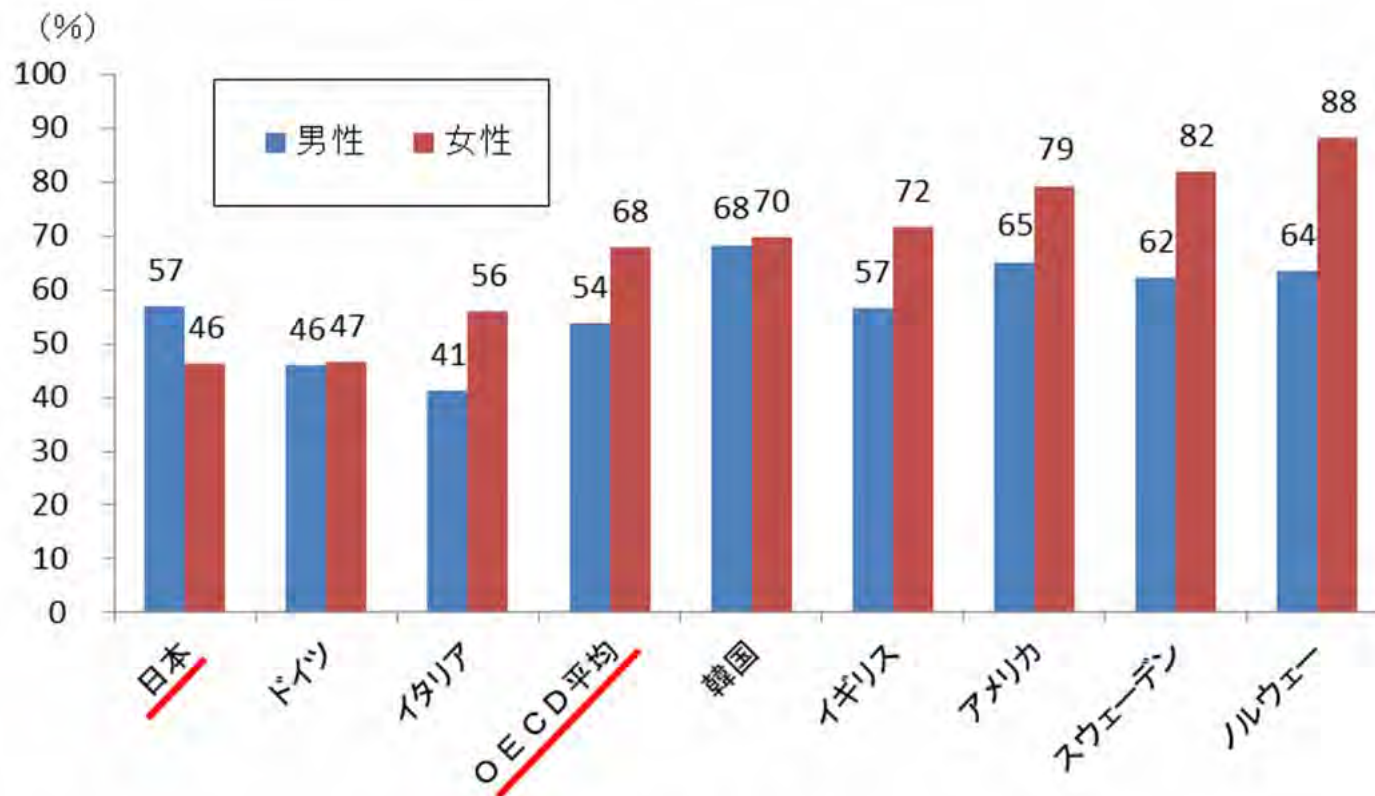
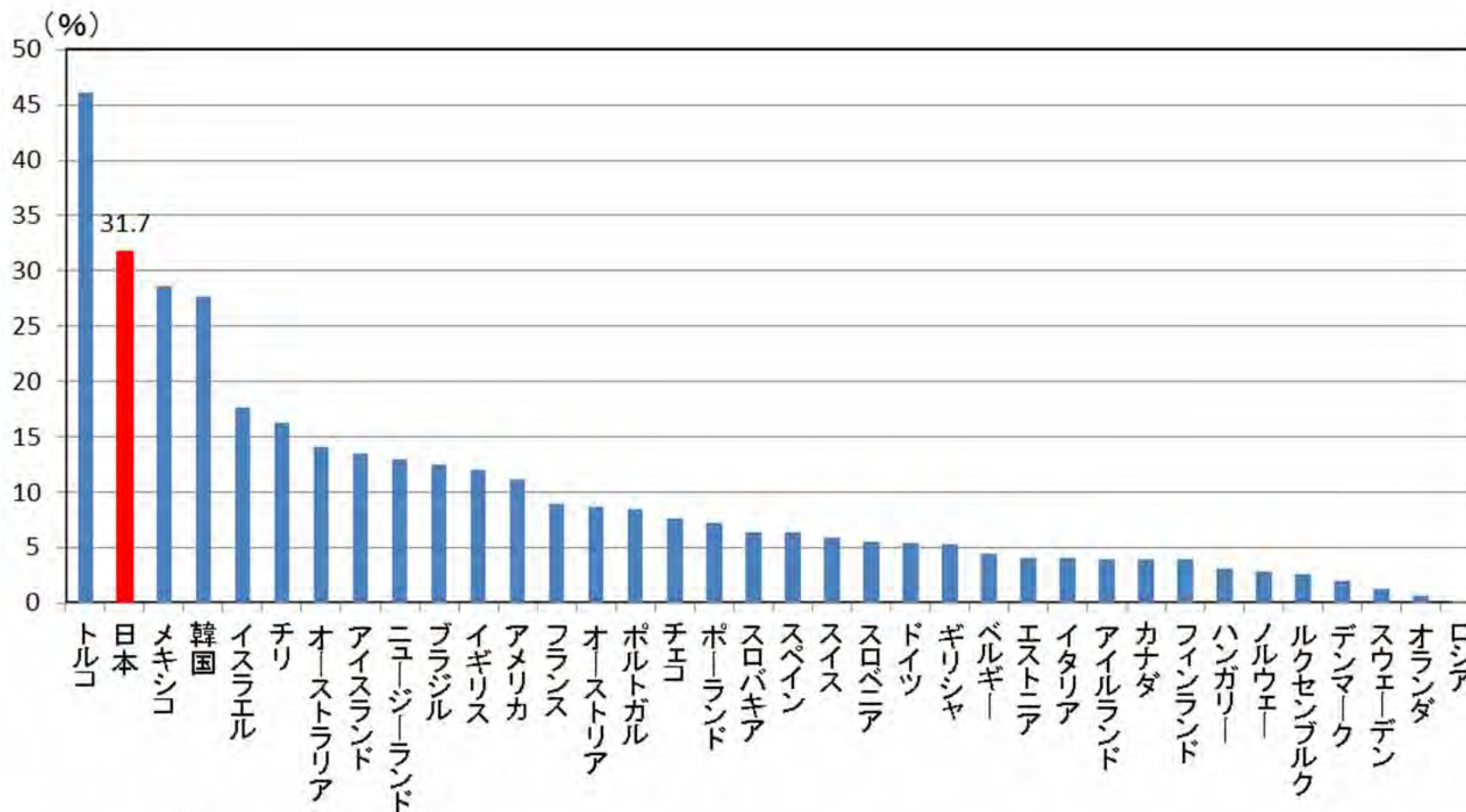


図表7 大学(短大除く)進学率(2011年)



(資料) OECD Education at a Glance 2013 Table C3.2b

図表 8 長時間労働（週50時間以上）の割合



(注) 2011年もしくは最新のデータ。
(資料) OECD Better Life Index

図表9 父親の家事・育児時間と時間当たり労働生産性



(注) 家事・育児関連時間は平成25年版男女共同参画白書、労働生産性は日本生産性本部「日本の生産性の動向2012年版」による。

4 . 子どものエンパワーメントに向けた諸外国の取り組み

ニーズへの対応ではなく、子どもの権利の観点からのアプローチ(事後的対応から予防的対応へ)

子どもオンブズマンの設置 / 国連子どもの権利委員会が推奨、国レベルでの設置が増加(図表10)。

貧困が子どもの成長に及ぼす影響に対する強い問題意識 / (韓国)低所得家庭に対する放課後学校自由受講券の支給。(イギリス)子どもセンター(認定こども園に相当)において親の就労を促進。

教育環境の安全・安心 / 多くの国で保育所・学校など子ども関連施設における性犯罪者の就業制限。

保育の質に対する厳格な対応 / (イギリス・ニュージーランド)すべての保育・教育施設が定期的に外部監査を受け、監査レポートをウェブ上で公開。(ノルウェー・韓国など)すべての保育所・幼児教育施設に、親が参加する運営委員会の設置を義務付け。(ニュージーランドなど)親が所有・運営する保育・教育施設を、保育の質向上の観点から制度化(図表11)。(韓国)保育電子バウチャー導入。施設への補助金額を知らせることで、保育の質に対する親の関心を高める。

幼児教育の保障 / (スウェーデン・イギリス・ニュージーランドなど)幼児教育無償化。教育省での幼保一元化。(ノルウェー・韓国)3歳未満の子どもに、学ぶ場として保育所に通う権利を保障(図表12)。

教育の一環としての学童保育 / (イギリス)「拡大学校(Extended School)」で整備。教育省所管。

私立学校の授業料無償化 / (オランダ・スウェーデン)私立学校に行く場合にも授業料は無償。

子どもの精神的安定を図る取り組み / (オーストラリア・韓国)メンタリング事業。大学生や大人とのかかわり。(スウェーデン)一人親家庭の子どもが大家族を体験する制度(コンタクト・ファミリー)。

子どもにやさしいまち(Child Friendly City=CFC) / ユニセフのプロジェクトで、世界で約1300の都市が認定を受けているとされる。(韓国)2013年に最初のCFC認定。日本にはCFC認定機関もない状況。

図表10 諸外国における子どもオンブズマン設置の動き

導入年	国名	名称（英語名）
1981年	ノルウェー	Barneombodet (The Ombudsman for Children)
1989年	ニュージーランド	Office of the Children's Commissioner
1991年	オーストリア	Kinder & JugendAnwaltschaft des Bundes (Federal Children's Ombudsman)
1993年	スウェーデン	Barnombudsmannen (The Children's Ombudsman)
1994年	デンマーク	Børnerådet (National Council for Children)
1995年	アイスランド	Umbodsmadur Barna (The Ombudsman for Children)
1998年	ギリシャ	Συνήγορος του Πολίτη (Ombudsman for Children's Rights)
2000年	フランス	Défenseure des enfants (Defender of Children)
	ポーランド	Rzecznik Praw Dziecka (Children's Ombudsman)
2001年	イギリス（ウェールズ）	Children's Commissioner for Wales
2003年	イギリス（北アイルランド）	Northern Ireland Commissioner for Children and Young People
2004年	イギリス（スコットランド）	Scotland's Commissioner for Children and Young People
	アイルランド	Ombudsman for Children
2005年	イギリス（イングランド）	Children's Commissioner for England
	フィンランド	Lapsiasiavaltuutettu (Ombudsman for Children)
2006年	韓国	아동권리모니터링센터 (Children's Rights Monitoring Center)
2011年	オランダ	de Kinderombudsman (Ombudsman for Children)
2011年	イタリア	Istituzione dell'Autorità Garante per l'infanzia e l'adolescenza (Ombudsman for childhood and adolescence)

（注）オーストラリア、カナダ、アメリカ、ドイツは州ごとに設置されており、国レベルの機関はない。

（資料）各種資料をもとに日本総研作成。

図表11 親が運営する幼児教育施設・保育施設

(ニュージーランド)親主導の幼児教育施設「プレイセンター (Playcentre)」



絵本の読み聞かせをする親



幼児教育や運営に関する親の学習会



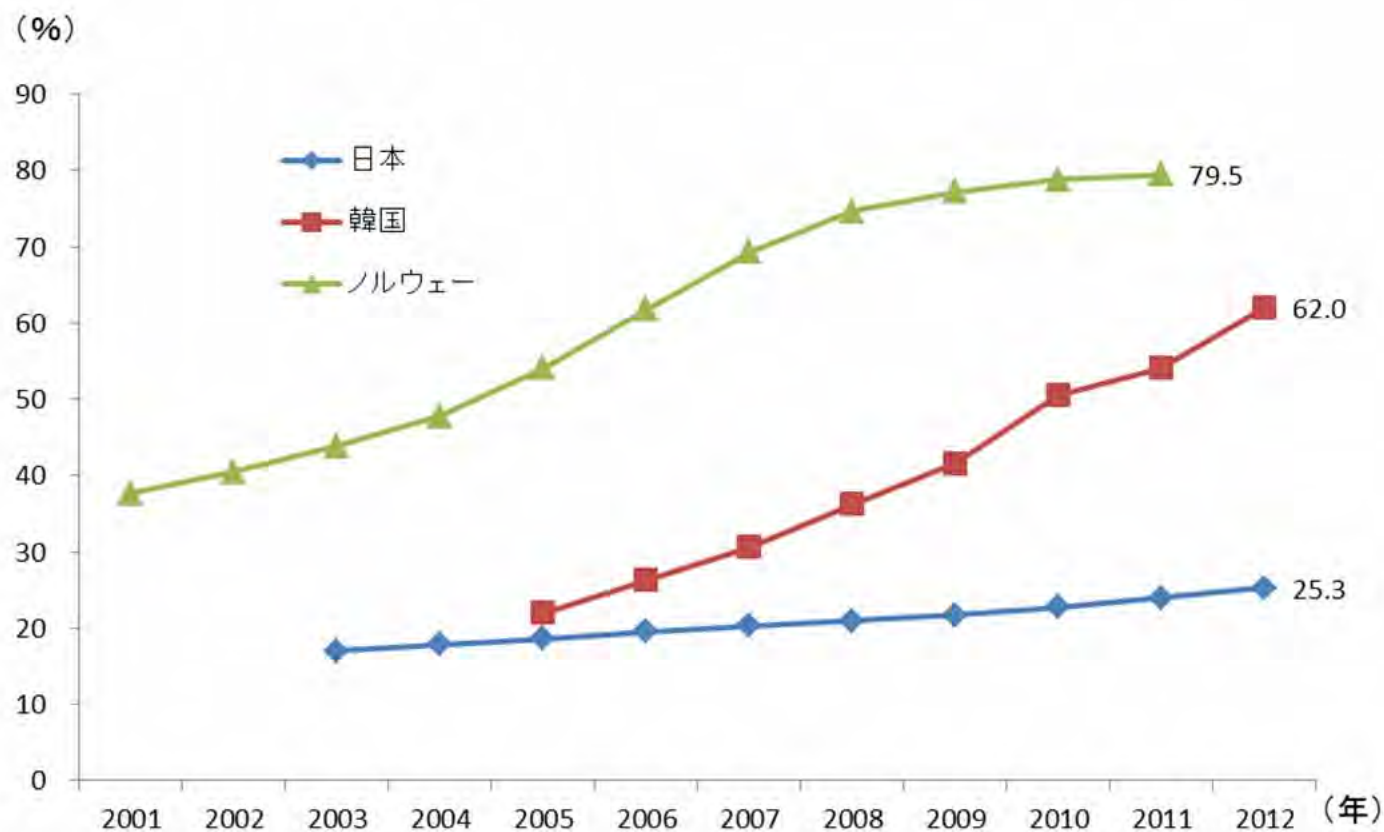
活動理念“Families growing together”を表すロゴマーク

保育所、幼稚園に次ぐ第三の幼児教育施設で、全国に約500ヶ所。保育教員の確保が難しい地方などで、親が学習しつつ先生役を務める方法が生まれ、政府も60年以上前から補助。親の協同により質の高い幼児教育を目指す取り組み。

(アメリカ)親協同保育の国際団体 (Parent Cooperative Preschools International=PCPI) があり、カリフォルニア州、カナダのブリティッシュコロンビア州などでは、州レベルの団体が傘下の施設をサポート。親協同保育は、親が保育の質をチェックでき、自ら質を改善することができるというメリット。

(スウェーデン・フランスなど)1980年代ごろから親協同保育が公的支援の対象となり発展。

(韓国)2005年に親協同保育施設が法制化され、統計でも施設・児童数が把握されている。

図表12 3歳未満の保育所利用率の推移


(注) 日本・韓国は3歳未満、ノルウェーは1, 2歳。日本の利用率には認可外保育施設が含まれていない。
 (資料) 厚生労働省「保育所関連状況取りまとめ」、韓国保健福祉部『保育統計』、韓国安全行政部『住民登録人口統計』、Statistics Norway, Facts about Education in Norway 2013

5 . 少子化への対応のあり方

諸外国の少子化への取り組みは、人権をベースに議論が展開される傾向。日本においても、

人口増加策ではなく、結婚・出産・子育てを権利として保障する

誰もが家族を持ち、質の高い家庭生活を送ることができることを政策の目標に置く。

男女平等に基づく新しい家族観を打ち出し、男女ともに家族的責任を果たせる環境を整備する
女性のみ家族的責任がある状況では、女性の就業率向上・活躍は進まない。

子どもの権利条約に基づく新しい子ども観を打ち出し、子どものエンパワーメントを図る
子どもオンブズマンを設置し、子どもの権利の観点から施策を見直す (図表13)。

韓国の健康家庭基本法(2005年施行)

政府に家族を包括的に支援することを求めたもの。「健康家庭」とは特定の形態を指すのではなく、
多様な家庭生活の質向上に対する国や社会の役割を明示し、公的対応を引き出すことを目指す概
念。第一次健康家庭基本計画(2006 - 2010)のビジョンは「家族のすべてが平等で幸せな社会」。

イギリスの『子ども計画』(The Children's Plan: Building brighter futures)(2007年)の目標

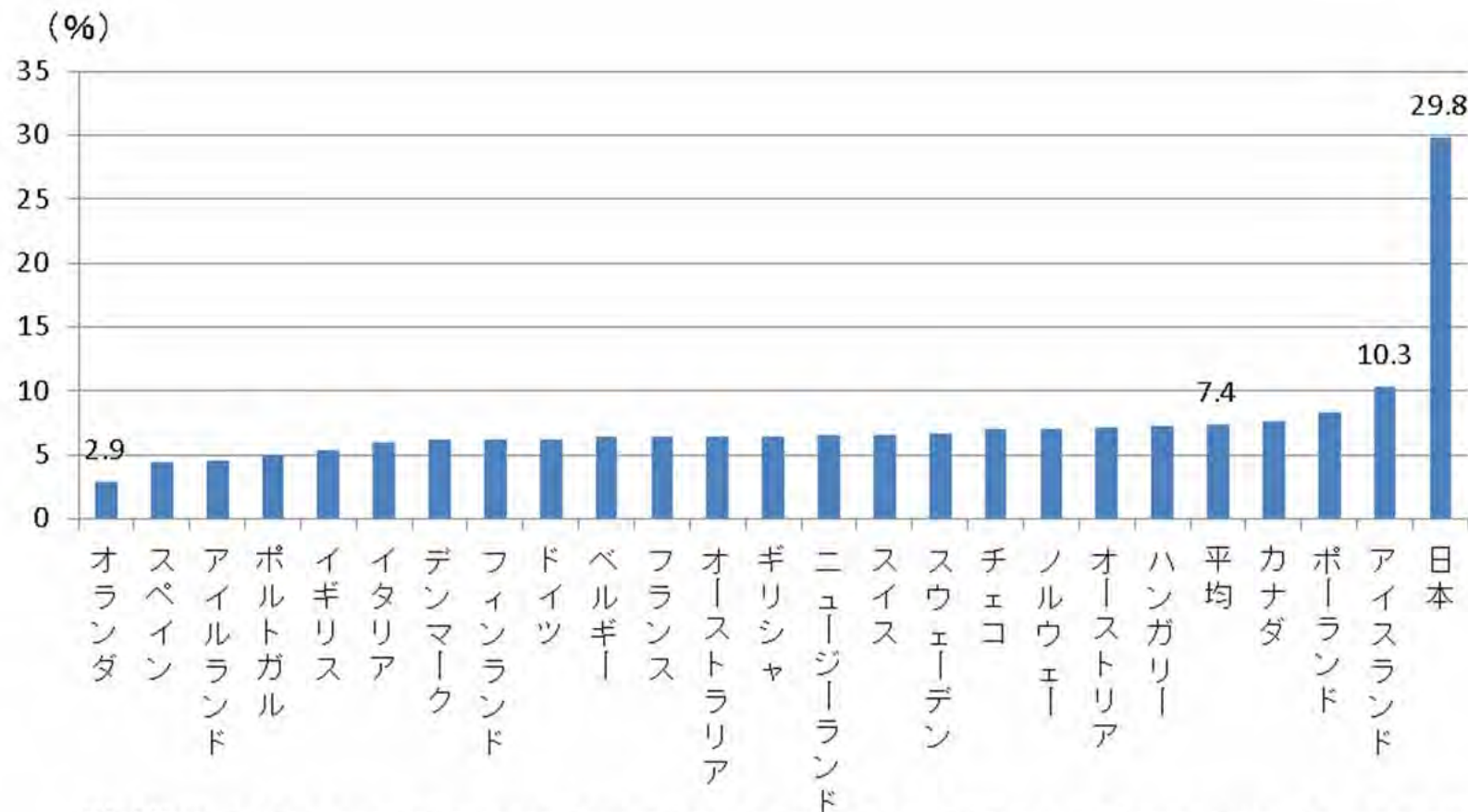
「イギリスを子どもたちが育つのに世界で最もよい場所にする」

(make England the best place in the world for children and young people to grow up)

ノルウェーの家族政策の目的

「ノルウェーで子どもであること、親であることが幸せだと感じられること」

図表13 「孤独を感じる」と答えた子どもの割合
(15歳・2003年)



(資料) UNICEF Innocenti Research Centre Report Card 7 "Child Poverty in Perspective: An overview of Child Well-being in Rich Countries P.45